

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

建設工事請負契約約款等の改正について

旭川市建設工事請負契約約款、旭川市調査、測量業務委託契約約款、旭川市土木設計業務委託契約約款、旭川市建築設計業務委託契約約款及び旭川市建設工事監理業務委託契約約款を改正し、令和2年4月1日以降に締結する契約から適用しますのでお知らせします。

1 改正する約款等

次の各契約約款等を改正します。

- ・ 旭川市建設工事請負契約書、契約約款及び追加条項
- ・ 旭川市調査、測量業務委託契約書、契約約款及び追加条項
- ・ 旭川市土木設計業務委託契約書、契約約款及び追加条項
- ・ 旭川市建築設計業務委託契約書、契約約款及び追加条項
- ・ 旭川市建設工事監理業務委託契約書及び契約約款

2 改正内容

民法の改正に伴うもの

- ・ 譲渡制限特約
- ・ 契約不適合責任（かし担保から文言変更）
- ・ 契約の解除
- ・ 契約不適合責任期間

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に伴うもの

- ・ 適切な工期等の設定

意匠法の改正に伴うもの

- ・ 意匠登録、意匠権

3 契約約款等の掲載場所

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/p003679.html>